

デカルト『省察』の Paralogismen……Ⅱ

(1) 『省察・第四』について

鈴木秀勇

四——1 判断の「真実」と「虚偽」との「原因」への問い

脱出(『省察・第四』第一——第七パラグラフ)

矛盾の自覚と、矛盾からの

デカルトは、『省察・第四。真実と虚偽とについて』の冒頭で、これまでの諸省察の成果を回想⁽¹⁾し、これをうけて、「そして、いま、私には、その中に、いうまでもなく、科学と知恵との・すべての財宝がかくされている・真実な神について、さきほどのように思いを凝らすところから、出発して、ほかの事柄の認識に向かう・ある道が、見えてくるように、思われる⁽²⁾」と、つぎにくる認識の可能性を、展望する(第一パラグラフ)。

この・つぎにくる認識の可能性のへ根拠は、こう述べられる。「というのには、第一に私が認めているのは、あの神が、私に虚偽を犯させることは、けっして、生じえない、ということであるからである。なぜなら、欺瞞、ないし欺きの中にはすべて、ある不完全性が、見いだされるからである。さらに、虚偽を犯させることができる、ということとは、明敏と力との・大きな証拠である、と思われににしても、虚偽を犯させようとすることは、疑いもなく、ある

いは悪意を、あるいは力の弱さを、立証するものであり、また、したがって、神には、かかわりのないことでもある⁽³⁾。「からである」(第二パラグラフ)。

しかし、ここにまず、問題がある。

問題・第一。デカルトが、『省察・第三』の結論として示し、また、いまここで繰り返している立論——すなわち、神が、完全この上もない存在者であり、それゆえに、欺瞞者たろうとする悪意はもたぬ、という立論は、神が、欺瞞者でないことを、証明しうるものではない。このことは、本稿・三——17で、吟味したとおりである⁽⁴⁾。

また、本稿・三——14で述べたように、デカルトは、ほかならぬ、この『省察・第四』で、〈神の目的は、うかがい知るべからざるものである〉と言わざるをえないのである(第六、第七パラグラフ)。してみれば、神が、なにらかの目的から、善意によって、私を欺くことも、認められなければならず、却ってそのことが、神の〈完全性〉〈全能〉を証しするものである、と言わなくてはならない。

こうして、デカルトによる・神の实在証明の意図は、果たされなかったのであって、したがって、デカルトとしては、かつて立てた・あの「想定」——ある・力ある欺瞞者が、私に虚偽を犯させている、とする想定——を、いまだ脱しては、いないことになる。

ゆえに、つきにくる認識が、たとえ、いかに〈明晰・判明〉なものであるにせよ、それが、〈神から出たゆえに、真実である〉とは、言うことが、できない。すなわち、「真実な神について、……思いを凝らすところから、出発して、ほかの事柄の認識に向かう」にしても、その認識は、再び、虚偽であるのかも知れない。それゆえ、デカルトには、その「認識に向かう道が、見えてくる……」とは、言えないはずである。

だが、その「道が、見えて」きたとするデカルトにとっては、つぎに認識されるべき「ほかの事柄」のうち、最初にくるものは、なによりも、「真実」な判断と、「虚偽」な判断との「原因」である。

なぜ、この「原因」の認識が、最初にくるのであるか。それは、つぎの理由による。

——デカルトにとっては、神の实在証明によって、「一般的指針」が、「確定」されたことになっている。「確定」された「一般的指針」とは、「明晰・判明に把握」された事柄を、その〈明晰・判明性〉のゆえに、「真実」と「判断」する、ということである。しかし、右の性質の事柄を、「真実」と「判断」することは、〈私〉が、「一般的指針」を〈守っている〉ことである。これにたいし、「虚偽」な判断とは、「明晰・判明に把握」されていない事柄を、「真実」と判断することであり、そして、それは、〈私〉が、「一般的指針」を、〈守っていない〉ことである。

——そこで、「一般的指針」が「確定」された、とするデカルトとしては、当然、つぎには、まず、「一般的指針」を〈守っている〉ことは、〈私〉の中にある・どのような「原因」によるのか、〈守っていない〉ことは、どのような「原因」に基づくか、を、「認識」するところへ、進まざるをえない。

——しかし、そのことは、直ちに、「判断」の「真実」と「虚偽」との「原因」を、「認識」することに、ほかならないのである——。

だが、デカルトは、ここで、その「原因」の「認識」を、「虚偽」な判断の「原因の探究」・「認識」から、始める。その理由は、つぎのところにある。

——〈この上もなく完全な〉・そして、それゆえ〈善意〉の存在者たる神によって〈創造〉された〈私〉は、にも拘らず、〈不完全〉である——。このことは、本稿・三——14に指摘したとおり、デカルトの根本矛盾である。

——その根本矛盾の一つに、私が、「判断」にあたって「虚偽・誤謬」を犯す・〈不完全〉な者である、ということがある。すなわち、

——『省察・第三』では、〈私〉の心は、もっぱら、私の創造者である・善意な完全者としての神に、注がれていた。そして、私が、こうした神によって創造された以上、「判断」にあたって私が「虚偽・誤謬」を犯す・いかなる「原因」も、存在しないはずである。

——しかるに、いま、われにかえると、にも拘らず、私が、「判断」にあたって「虚偽・誤謬」を犯すことが、「経験」によって、見いだされるのである。この「経験」からすれば、神は、私を、「判断」にあたって「虚偽・誤謬」を犯す・〈不完全〉な者として、〈創造〉した、と言わざるをえない。〈不完全〉な者を〈創造〉したことは、〈創造者〉たる神自らの〈不完全性〉を示すものである。

——してみれば、神は、〈この上もない完全者〉であり、かつ〈不完全者〉である。これも、根本矛盾である——。デカルトは、「判断」の「虚偽・誤謬」に即して初めて、この根本矛盾を自覚するのであり、その・自覚するさまは、こう語られている。「……私が、ひたすら神の立場から思考し、私の全体を神に振り向けている限りでは、私が、誤謬ないし虚偽の原因を見いだすことがないのは、いうまでもない」⁽⁷⁾、「しかしながら、あとになって、再びわれにかえると、にも拘らず、私は、自分が、無数の誤謬にさらされているのを、経験するのであって、……」⁽⁸⁾（第四パラグラフ）。

この根本矛盾が自覚された以上は、私は、その矛盾を齎らす「原因」を、追求せざるをえない。しかし、矛盾を齎らす「原因」を追求するとは、いうまでもなく、私が犯す「その誤謬の原因を探究する……」⁽⁹⁾（第四パラグラフ）ことである以外にない。

こうして、「原因」の「探究」・「認識」は、「虚偽・誤謬」の「原因の探究」・「認識」から、始まらざるをえないのである。

そこで、まず、「探究」されるべきは、「判断」の〈不完全さ〉が、〈誰の責任〉であり、その「原因」が、〈誰の中に〉、そして〈どのようにして〉あるのか、である。

ここで、〈神の責任〉であるか、どうか、が、問題になるのは、デカルトにあっては、神は、私の創造者であり、したがって、「判断する能力」をも、神が私に与えたものであることは、言うまでもないからである。

すなわち、まず吟味されなくてはならないのは、神が、〈不完全〉な「判断能力」を私に与え、それゆえに、私の「判断」が、〈不完全〉であり「虚偽・誤謬」を犯すのであるか、どうか、である。

しかし、もとより、デカルトとしては、神が、私に、〈不完全〉な「判断能力」を与えたことを、容認することは、できない。なぜなら、それは、重ねて、あの根本矛盾を容認することであるからである。

そこで、デカルトは、こう考える。——私のもつ「判断能力」は、この上もなく完全で・かつ、私を欺こうとする悪意をもたぬ神から、与えられたものであり、その限りでは、私の「判断能力」は、〈誤謬を犯すことはありえない〉、〈完全〉なものである。

——してみると、「虚偽・誤謬」は、〈私の責任〉でなくてはならず、その「原因」は、〈私の中に〉あるのではない。そして、「原因」は、〈私〉が、神から与えられた〈完全な判断能力〉を、しかし〈誤用〉するところに、あるのではなくてはならない——。

右の消息は、こう述べられる。「……私が経験するのは、自分の中に、判断する・ある能力がある、ということ

あるが、この「判断する能力は、私の中に存在する・残りすべての能力ともひとしく、私が、神から受け取ったことは、確かである。そして、神は、私に、虚偽を犯させようとは、意志しないのであるから、いうまでもなく、私がその能力を正しく使用する限り、私が、いちどでも、誤謬を犯すことがあるような性質の「判断する能力は、与えなかったのである」⁽¹⁰⁾（第三パラグラフ）。

しかし、ここに、問題がある。

問題・第二。デカルトが、私を創造したのは、神であることを、認める以上、「虚偽・誤謬」の「原因」を、〈私の中に〉、すなわち、神から与えられた・完全な「判断能力」の・しかし〈私による誤用〉の中に、おく立論が、成立しうるであろうか。

なぜなら、「私」を創造したのが、「神」である以上、〈私による誤用〉、〈私の責任〉は、直ちに〈神の責任〉に帰するからである。すなわち、〈私による誤用〉を認めることは、とりもなおさず、使用の仕方を含めて〈完全な〉判断能力を、神が私に〈与えなかった〉ことを、認めることであり、神が〈不完全者〉であることを、認めることである。デカルトが、「虚偽・誤謬」を、〈私の責任〉に帰しても、それは、実は、〈神の責任〉に帰することであり、デカルトは、依然として、根本矛盾を脱することができないのである。

問題・第三。デカルトが、上で、〈私による誤用〉を認めながら、同時に、「神は、……私が、いちどでも、誤謬を犯すことがあるような性質の「判断する能力は、与えなかったのである」、と言うのは、論理上矛盾である。神が、そのような「性質の」判断能力を与えたのであれば、私が〈誤用〉することは、生じえなかったはずである。〈私による誤用〉は、やはり、〈神の責任〉であり、神は〈不完全者〉である。根本矛盾は、残るのである。

問題・第四。右につづいて、「なおまた、上の事柄〔私が〈誤用〉せぬ限り、「神は、……私が、いちどでも、誤謬を犯すことがあるような性質の・判断する能力は、与えなかったのである」という事柄〕については、そのところから、だから、私は、けっして、誤謬を犯すことがありえない、ということが帰結するように思われた点を除けば、なにらの疑いも残らなかったはずである。なぜなら、私の中にあるものは、どれもみな、私が神から手に入れている、とするならば、なおまた、神は、誤謬を犯す能力は、なにら、私に与えなかった、とするならば、私が、いちどでも、誤謬を犯すことがありうることは、思われぬからである」(第四パラグラフ)と述べられるのも、また、論理上の矛盾である。なぜなら、「私の中にあるものは、どれもみな、私が神から手に入れている、とするならば、判断能力の〈私による誤用〉、したがって、判断の「虚偽・誤謬」もまた、「私が、神から手に入れている」のであり、それゆえ、「私が、いちどでも、誤謬を犯すことがありうる、とは、思われぬ」とすることは、できないからである。そして、神は、完全者であり、かつ、判断能力の〈誤用〉、判断の「虚偽・誤謬」の「原因」、を私に与えた〈不完全者〉である。デカルトは、依然として、根本矛盾を脱していないのである。

こうして、「判断」の「虚偽・誤謬」の・私の中にある「原因」は、神に帰するはずである。にも拘らず、もちろん、デカルトとしては、神が〈不完全者〉であることを、認めることは、できない。

そして、そのことは、デカルトが、実は、いまだ、「虚偽・誤謬」の「原因」を、見いだすことができないでいることを、意味する。

このように、根本矛盾を依然として脱することができず、「虚偽・誤謬」の「原因」を、見いだすことができないからこそ、デカルトは、根本矛盾からの出口と、「原因」の所在とを、本稿・三——14でふれたように、まず、私は、至

高の存在者である神と、無、無存在との中間存在である、という解釈に、求める。「……私が、幾分でも、無を、ないしは無存在を、分かち合う限りでは、言いかえれば、私が、自ら、至高の存在者で、ない限りでは、そして、私に、きわめておびただしいものが欠けている限りでは、私が虚偽を犯すことは、さして不思議ではない」(第四パラグラフ)。(13)

——私は、至高の存在者では、ない。それは、きわめて多くのものが「欠けている」ことである。「欠けている」とは、「無、ないしは無存在を、分かち合う」ことである。そして、それが、私が、「判断」にあたって「虚偽・誤謬」を犯すことである——。

右に見るように、デカルトは、この解釈にあたって、「判断」の「誤謬・虚偽」を、欠陥 (defectum) である」(第四パラグラフ)、「私の中に、当然、幾分なりとも存在すべきであった・ある認識の欠如 (privatio) であり、ないし、欠落 (carentia) である」(第五パラグラフ)とし、「無、ないしは無存在を、分かち合う」ことである、としているのである。この意は、——「明晰・判明な把握」は、神が「私の悟性の中に」へおいた」(16)ものである(第十五パラグラフ)。しかるに、神が「おきはしなかった」もの、「明晰・判明な把握」の「無」、「欠落」を、「真実」と判断するところに、「虚偽・誤謬」がある。ゆえに、「虚偽・誤謬」は、「私の中に、当然、存在すべきであった認識」すなわち「明晰・判明な把握」の「欠陥」、「欠如」であり、「無を分かち合う」ことである——というところに、ある。

しかしながら、いうまでもなく、上の解釈もまた、根本矛盾を脱却させるものではない。

なぜなら、この解釈は、へこの上なく完全な、言いかえれば、へ存在に充満した神が、「無・無存在」を創造し、私に、「明晰・判明な把握」を「欠落」させている、という立論、すなわち、やはり、神は、完全者であり、かつ不完全者である、とする根本矛盾を容認する立論を、前提としているからである。

事実、デカルト自身、一方で、右の解釈をとりつつも、他方で、つぎのように言っている。「神が、その類にお

いて完全でない能力を、ないしは、ある・当然な完全性が欠如している・ある能力を、私の中においた、ということ(17)が、生じうるとは、思われない……。「なおまた、神が、私を、いちどでも、虚偽を犯さないようなものとして、創造することができたことに、疑いは、ない」(第五パラグラフ)。(18)

それゆえ、デカルトが、自ら、上の解釈を、「しかしながら、これでは、まだ、なんとしても、充分でない」(第五パラグラフ)と認めるのは、当然である。そして、この言葉は、デカルトが、ひきつづき根本矛盾の中にあること、「虚偽・誤謬」の「原因」を、いまだ示すことができないことを、告白するものである。(19)

この根本矛盾からの脱出口を、デカルトは、あらためて、つぎの立論に、求める。

——「……その根拠を、私が理解していない・あるものが、神によって生じても、私には不思議ではない……」(20)、「……もしかすると、神によって、どういう理由で、また、どのような仕方で、つくられたのか、が、私にとらえられない・あるほかのものが、存在するのかも知れない……」(21)。「……神の本性は、測り知られぬもの、とらえられぬもの、無限なものである……」(22)から、「そうした神は、原因が私にわかっていない・無数の事柄を行なう力を、もっている……」(23)(第六パラグラフ)。神は、「世界の中で部分の関係」をつくるものであり、部分の関係からなる「事物の世界全体」は、「神の・測りがたい力」によって、「つくられた」(24)のである(第七パラグラフ)。それゆえ、「……神の抱く目的を探索することができる、と思ひ込むことは、無思慮のそしりをまぬかれない……」(第六パラグラフ)。(25)

——ゆえに、神がこの上もない完全者であり、存在に充滿しており、私に完全な判断能力を与えているにも拘らず、私に、その判断能力を〈誤用〉させることも、「創造」にあたっての・神の目的の「測りがたさ」、〈不可知性〉に、よるのである。神の〈完全性〉は、そこにこそある——。

こうして、「創造」のみを考えれば、私の〈不完全さ〉は、直ちに、〈神の不完全さ〉に帰着せしめられなければならないが、しかし、「創造」の「目的的測りがたさ」〈不可知性〉を考えれば、「創造」の「目的」は、〈問うことのできないもの〉である以上、右の〈不完全さ〉も、神に帰せられることはできない。むしろ、私の〈不完全さ〉は、〈神の完全さ〉を証しするものであることになる。

しかし、ここに、問題がある。

問題・第五。この立論をとれば、本稿・三——14でふれたとおり、⁽²⁶⁾『省察・第三』での・神の实在証明の主目的は、完全に失われてしまう。

なぜなら、神は、この上なく完全な存在であり、△善意▽の者でありながら、しかし、私にはへうかがい知るべからざる目的によって、私に虚偽を犯させていることが、ありうるからである。

しかし、『省察・第四』でのデカルトにとっては、この立論は、右に見たように、あの〈根本矛盾を、解決する〉。なぜなら、神が、私に、自分が与えた・完全な判断能力を、しかし〈誤用〉させる、という「創造」における・神の〈不完全さ〉は、神の抱く目的の〈不可知性〉をつうじて、却って、神の〈完全性〉を証しするものとされるのであって、したがって、神は、あくまで完全者であり、完全性の否定にたいして、〈責任〉を問われることは、ありえなくなるからである。

そして、この〈根本矛盾の解決〉が、私の判断の「虚偽・誤謬」から、神を免責する以上、それは、直ちに、右の「原因」の所在の確定である。すなわち、いまや、その「原因」は、ひたすら〈私の中に〉、私が判断能力を〈誤用〉

することの中に、「探究」されることになる。

だからこそ、デカルトは、第8パラグラフの冒頭で、「つぎに、自分にもっと近より、そして、自分の誤謬……が、どのような性質のものであるか、を、探索する」⁽²⁷⁾ことができるのである。

では、神から与えられた判断能力の〈私による誤用〉とは、どういう「性質」のものであるのか。

- (1) A—T. VII. p. 52, l. 3—p. 53, l. 18.
- (2) A—T. VII. p. 53, ll. 18—22.
- (3) A—T. VII. p. 53, ll. 23—29.
- (4) 『社会学研究・18』一二九—一三三ページ。
- (5) 『社会学研究・18』一二九—一三〇ページ。
- (6) 『社会学研究・18』一二九ページ。
- (7) A—T. VII. p. 54, ll. 8—10.
- (8) A—T. VII. p. 54, ll. 10—12.
- (9) A—T. VII. p. 54, l. 12.
- (10) A—T. VII. p. 53, l. 30—p. 54, l. 3.
- (11) A—T. VII. p. 54, ll. 4—8.
- (12) 『社会学研究・18』一二九ページ。
- (13) A—T. VII. p. 54, ll. 20—24.
- (14) A—T. VII. p. 54, l. 26.
- (15) A—T. VII. p. 55, ll. 1—3.
- (16) A—T. VII. p. 61, ll. 6—7.

- (17) A—T. VII. p. 55, ll. 3—6.
- (18) A—T. VII. p. 55, ll. 10—11.
- (19) A—T. VII. p. 54, l. 31.
- (20) A—T. VII. p. 55, ll. 14—16.
- (21) A—T. VII. p. 55, ll. 17—19.
- (22) A—T. VII. p. 55, ll. 20—21.
- (23) A—T. VII. p. 55, ll. 22—23.
- (24) A—T. VII. p. 56, l. 6.
- (25) A—T. VII. p. 55, ll. 25—26.
- (26) 『社会学研究・18』一二〇ページ。
- (27) A—T. VII. p. 56, ll. 9—11.

四——2 〈判断能力の誤用〉の分析 「悟性」と「意志」 判断の「真実」と「虚偽」と
 の「原因」 『省察・第四』の成果（『省察・第四』第八——第十七パラグラフ）

「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」は、〈私〉が、神から与えられた・完全な判断能力を、しかし〈誤用する〉と
 ころに、ある、と確定された。

では、つぎに、〈判断能力の・私による誤用〉とは、どのように分析されて、右の「虚偽・誤謬」の・窮極の「原
 因」が、明らかになるのか。

デカルトは、言う。「判断」の「虚偽・誤謬」の「性質」を「探索する時、私が気がつくのは、自分の誤謬が、同
 時に競り合う・二つの原因に依存する、ということであり、すなわち、私の中にある・認識する能力と、そして選択

する能力 (facultas eligendi) あるいは決定の自由 (arbitrii libertas) とに、言いかえれば、悟性と、そして同時に、意志 (voluntas) とに、依存する、とどうことである⁽¹⁾ (第八バラグラフ)。

「認識する能力 (facultas cognoscendi)」あるいは「悟性 (intellectus)」は、また、「理解する能力 (facultas intelligendi)」とも言いかえられるが、「判断能力」の〈誤用〉は、二つの能力、「認識する能力」と「選択する能力」、「悟性」と「意志」との間の〈競り合い〉という・ある〈関係〉の中に〈のみ〉ある、とされ、「判断」の「虚偽・誤謬」の窮極の「原因」「性質」は、右の〈関係〉の中に、「探究」されることになる。

では、なぜ、この〈関係〉の中に〈のみ〉ある、とされるのか。

それは、まず、「悟性」は、それ自体としては、「誤謬」を犯すことがない、とデカルトが考えるからである。「なぜなら、悟性だけによるならば、私は、ひたすら、それについて判断を下すことのできる観念しか、把握しないからであるし、しかし、このようにただ眺められただけのものの中には、本来いふところの誤謬は、見いだされないからでもある⁽²⁾」(第八バラグラフ)。

「虚偽・誤謬」は、本来、「観念」〈それ自体〉の中には、なく、ただ「判断」の中にのみある、という見解は、すでに『省察・第三』に示されていたものである⁽³⁾。それをうけて、『省察・第四』では、——「悟性」とは、その〈観念〉か把握しない〈能力〉であって、〈観念〉について判断する〈能力〉ではない、だから、悟性は、「虚偽・誤謬」とは、無縁である——と言われるのである。

ところで、デカルトは、この「悟性」が、「有限」であり、〈不完全〉なものであることを、認める。「……私が、理解する能力を吟味する場合、直ちに認めるのは、その能力が、私の中で、きわめて小さいものであり、また、まこ

とに有限なものである、ということであり、……」(第八パラグラフ)。

しかし、「悟性」能力が「有限」〈不完全〉であることも、また、神のへうかがい知るべからざる目的〉に出たものである。したがって、私は、このことを、そのままに受け容れるほかはない。だから、こう言われる。「……いうまでもなく、私としては、神は、私に、神が与えてくれた・認識する能力以上の・大きなものを、当然与えてくれなくてはならなかったのである、ということ、証明する根拠を、なに一つ、持ち出すことができない……」(第八パラグラフ)。「……私には、神が私に与えてくれた以上の・大きな・理解する力を、与えてくれなかったことに、苦情をいう訴因は、なに一つない……」(第十三パラグラフ)。

さて、「悟性」の・この「有限」〈不完全〉とは、無数の「観念が、私の中に存在しない」ことである。しかし、「観念」の・この〈無存在〉は、神が与えるべきであったものを、与えなかったことでは、ない。その〈無存在〉もまた、神のへうかがい知りえられぬ目的〉に出たものである以上、「……本来からいえば、私は、そうした観念が、私に欠如している、と言われるべきではなく、私は、それらの観念を、無存在的に (negative)、ただ、持ち合わせていない、と言われるべきである……」。(第八パラグラフ)。

だがしかし、「悟性」が、「有限」〈不完全〉であり、すなわち、多くの「観念を持ち合わせていない」ということは、もとより、私が「判断」の「虚偽・誤謬」を犯していることでは、ない。

こうして、再び、「悟性」は、それ自体としては、「有限」〈不完全〉ではあっても、なお、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」では、ない、とされるのである。

ところが、デカルトは、「私の誤謬の原因が、理解する力(悟性)では、ない」ことの理由を、また、こう述べても

いる。「……私は、理解するために、神から理解する力を手に入れているのであって、したがって、私が理解するものは、ことごとく、疑いもなく、私としては、正しく理解するのであるし、なおまた、理解にあたって、私が虚偽を犯すことが生ずることも、ありえない……」(第九パラグラフ)。

しかし、ここに、問題がある。

問題・第一。「悟性」が、「判断」の「虚偽・誤謬」に無縁であり、その「原因」では、ない、とされる理由は、さきほど見たところでは、——「悟性」は、「観念しか、把握しない」。しかるに、「観念」〈それ自体〉の中には、「判断」の「虚偽・誤謬」は、存在しない。ゆえに、——というところにあった。

ところが、いまは、その理由は、——「悟性」は、神から与えられた「理解能力」である。しかるに、「理解するものは、ことごとく、正しく理解する」。ゆえに、——というところにおかれる。

であるとすれば、「悟性」が、「虚偽・誤謬」の「原因」では、ないのは、「悟性」が、「観念しか、把握しない」ことによるのであるか、それとも、「悟性」が、〈神から与えられた・常に正しく理解する能力〉であることによるのか、いったい、どちらなのであるか。

まず、「観念しか、把握しない」ことが、「理解する」ことと、同一の事柄であろうか。

デカルトは、「悟性」を、「理解する能力」とも言いかえていた。

しかし、「理解する」とは、本来、〈語の連結〉を耳にして、〈語の連結〉に託された〈観念の連結〉(〈語の連結〉すなわち言葉の表示内容・意味)を、再構成すること(思考・推理)である。

それゆえ、「理解する」ことの中には、少なくとも、〈観念の連結〉が、要素として含まれている。

〈観念の連結〉の構成（〈思考・推理〉）の中に、「明白な背馳」が「認識」されなければ、その〈思考〉が、「明晰・判明な把握」である。

この「把握」をつかさどるのが、「悟性」であり、デカルト自身、のちに見るとおり、この『省察・第四』でも、「明晰・判明な把握」は、「悟性」による、としている。

してみれば、「悟性」は、「観念しか、把握しない」ものではなく、また〈観念を連結〉し、すなわち〈思考〉するものでもあったのである。

こうして、デカルトが、「悟性」は、「観念しか、把握しない」としたことは、デカルト自身によっても、誤りであったことになる。

問題・第二。「悟性」は、「理解するものを、ことごとく、正しく理解する」であろうか。

「悟性」は、「明白な背馳」が「認識」される〈観念の連結〉をも、つくることがある。

それゆえ、「悟性」は、神から与えられた能力であるにしても、いつも必ず「正しく理解する」、「虚偽を犯さない」、ということとは、ありえないのである。

こうして、「悟性」が、「有限」〈不完全〉である、とは、多くの「観念」を欠いている、ということであるにとどまらず、むしろ、「明晰・判明な把握」をもつこともできるが、しかし、〈明晰・判明ならざる把握〉をすることもあり、それが、「判断」における「虚偽・誤謬」の「原因」となる、ということではないのか。

こうして、「悟性」は、「観念しか、把握しない」とは、言いえす、また、「悟性」が、ことごとく、正しく理解する」とも、言いえない以上、「悟性」は、それ自体としては、「判断」の「虚偽・誤謬」に無縁である、とは、することができなくなる。

さて、「有限」であるのは、「悟性」のみでは、ない。「想起能力」も、「心像描出能力」も、「どのようなものであれ、ほかの能力」は、「私の中で、弱く、また区切られている……」(第八パラグラフ)。

これにひきかえ、「……、私としては、自分が、神から、充ち充ちた・完全な意志、ないし決定の自由を、受け取らなかつた、と嘆くわけにもいかないのである。というのは、いうまでもなく、私が経験するのは、意志が、どのような境界によつても、区切られていない、ということであるからである」(第十)。「……私の中には、これほど完全・あるいは、これほど大きなものは、ほかになに一つ存在しないのである……」(第十一)。ここから、デカルトは、「自分は、神のある形と姿とを、写しているのである、と理解」(第十二)するのであり(第八パラグラフ)、その理由で、「……私には、神が、悟性よりも範囲の広い意志を与えたことについても、苦情をいう訴因は、ない」(第十三)とするのである(第十四パラグラフ)。

そして、この〈無辺〉〈充全〉〈完全〉なものである「意志」は、〈充全・完全性〉ゆえに、それ自体としては、判断の「虚偽・誤謬」の「原因」では、ない、と言われる。「……上述のところから、私が把握するのは、私が神から手に入れている・意志の力は、それだけで眺められれば、私の誤謬の原因では、ない、ということである。なぜなら、意志する力は、もつとも充全な能力であり、また、その類において完全な能力であるからである」(第九パラグラフ)。

以上の理由によつて、デカルトにとっては、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」、〈判断能力の・私による誤用〉は、「悟性」〈それ自体〉の中にも、「意志」〈それ自体〉の中にも、求められることが、できずに、両者の間の・ある〈関係〉の中に〈のみ〉、見いだされなくてはならないのである。

右に見たように、デカルトは、「意志」へそれ自体が、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」でありえないことの〈根拠〉を、「意志」能力の〈充全性〉〈完全性〉〈無辺性〉に、おいている。

しかし、このことが、はたして、右の〈根拠〉たりうるものであろうか。

また、これと不可分の関係にある事柄として、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」が、「悟性」と「意志」との間のある〈関係〉の中に〈のみ〉、求められなければならない〈根拠〉は、どこにあるのであろうか。

右の二点を同時に知るためには、デカルトの言う「意志」について、分析を施さなくてはならない。

すでに、「悟性」は、「観念しか、把握しない」、「理解する」能力と、規定された。

では、「意志」は、どのように規定されるのか。「……意志とは、ただ、私たちが、同じ事柄を、することができる (sumus)」、ないしは、しないことができる (言いかえれば、断定、することができる、ないし否定、することができる、追求することができる、ないし回避することができる)、という点にだけ、あるものにすぎない。ないしは、むしろ、ただ、悟性によって、私のまえにおかれたものを、断定するにあたり、ないしは否定するにあたり、あるいは、追求するにあたり、ないしは回避するにあたって、私たちが、なにか外部の力によっては、それへ向かって決定されたのではない、と感ずる仕方で、断定せざるをえず (certum)、ないしは否定せざるをえず、あるいは、追求せざるをえず、ないしは回避せざるをえない、という点にだけ、あるものにすぎない……」(第八パラグラフ。傍点は、引用者)。

まず、右によってみれば、「意志」は、デカルトにあって、「追求」と「回避」との〈行動〉の原動力とされているばかりでなく、また、「断定」と「否定」、すなわち、肯定「判断」と否定「判断」とをへつかさどる、ともされている。してみると、デカルトが、まえに、「判断する能力」を呼んだものは、実は、「意志」の能力であったのである。

しかし、はたして、「意志」が「判断」能力であり、「判断」をへつかさどるものであろうか——。ここに、『省察・第四』の最大の難点があるのであるが、これは、のちに、問題・第五として扱う。

そこで、デカルトのいう「意志」を、分析すれば。

「意志」は、さきに、「選択する (cogendi) 能力」と言われ、また「決定 (arbitrium) の自由」と言いかえられてもいたが、右で、その「選択・決定 (determinatio)」と、その「自由」とが、どこに「ある」のか、が、語られているのである。

第一。——私が、同じ事柄を、することができる、しないことができる、というところに、「意志」が「ある」と言われている。

すなわち、〈する〉〈しないでおく〉のいずれかの「選択・決定」を〈生じさせる〉能力、〈すること〉が〈できる〉〈しないでおくこと〉が〈できる〉を、〈生じさせる〉能力が、「意志」能力である、とされているのである。

「選択・決定」の以前には、〈する〉〈しないでおく〉は、いずれも、〈私〉から〈等距離〉にある。それは、私に、〈選択の自由〉があることである。

しかし、私が、〈選択の自由〉の中にとどまり、〈する〉〈しないでおく〉が〈私〉から〈等距離〉にある限り、〈私〉は、いずれの側にも〈引き寄せられ〉、しかも同時に、いずれの側にも〈引き寄せられて、いない〉。すなわち、〈私〉は、〈すること〉も、〈しないでおくこと〉も、〈できない〉のである。

「意志」が、両者のいずれかを「選択・決定」し、あの〈等距離〉が破られ、〈選択の自由〉が消滅する時に初めて、〈私〉は、〈すること〉が〈できる (posse)〉、ないし〈しないでおくこと〉が〈できる〉のである。それゆえ、「意志」は、〈することができ〉、ないし〈しないでおくことができる〉を、〈生じさせる〉もの、とされるのである。

してみれば、「意志」とは、「選択・決定」によって、あの〈等距離〉を破り、〈できる〉を生じさせる、という意味で、〈することと、〈しない〉ことを、〈差別する (unterscheiden)〉能力である、と云える。両者の〈間を (unter)〉、〈切り離す (scheiden)〉ことによって、つまり〈等距離〉が破られて、〈できる〉が生ずるのである。

「決定 (arbitrium)」の語は、arbitr (Schiedsman. 「裁ク者」。民事訴訟にあたって、係争当事者の是非を、〈区別し (scheiden)〉、「決定」し、「判定を下す」者の意) から、きた。そして、デカルトにあっては、arbitrium (「決定」) は、eleccio (「選択」と、同義とされている)。

〈選択の自由〉は、上に見たように、いまだ、「無決定」、〈無選択〉、〈無差別〉である。デカルトが、「無決定 (indifferentia [「無差別」]) は、「自由の・最低の段階⁽¹⁶⁾」である、と言うのは、この意味である (第八バラグラフ)。

〈選択の自由〉、「無決定」の中には、「意志」は〈ない〉。なぜなら、「意志」は、〈する〉〈しない〉のおく〈のいづれかを、〉「選択・決定」し、〈差別〉することの中にこそ、「ある」からである。

第二。上のことは、また、こう言いかえられていた。——断定〔肯定判断〕することができ、否定〔否定判断〕することができ、追求することができ、回避することができ、ここに、「意志」が「ある」——。

私が「意志」能力をもつ、とは、私が、肯定判断と否定判断との間を、あるいは、追求と回避との間を、〈差別〉「選択・決定」することである。「意志」能力によって、右の「選択・決定」が生じ、「選択・決定」が生ずることによって、肯定「判断」を下し、あるいは否定「判断」を下し、ないしは、追求し、あるいは回避することが、〈できる〉が、〈生ずる〉。

こうして、デカルトにあっては、A || B ハ、真実デアル、という肯定「判断」、A || C ハ、真実デナイ、という否定「判断」は、それぞれ、肯定することが〈でき〉、否定することが〈できる〉ことによって、〈生ずる〉のであり、

しかし、その〈できる〉が〈生ずる〉ためには、肯定と否定との間が〈差別〉され、「選択」されて、いづれかに「決定」されることが必要であって、その〈差別〉「選択・決定」は、「意志」能力にまつ、とされているのである。

第三。「決定の自由」については、こう言われていた。——決定・差別・選択のさいに、「なにら外部の力によっては、それへ向かって決定されたのでは、ない、と、感ずる仕方、断定……せざるをえない」ところに、「意志」が「ある」——。〈なにら外部の力によっては、決定されたのでは、ない、と感ずる仕方〉であり、〈自由〉に、「選択・決定」するのが、「意志」である。それゆえ、「意志」は、〈自由な決定〉であり、〈選択の自由〉ならぬ、〈自由な選択〉である。だから、「意志」は、「決定の自由」と言いかえられたのである。arbitrium(「決定」)の語は、「自由な決定」をも、また、「意志」をも、意味した。

第四。では、「意志」は、〈自由な選択・決定〉であるにも拘らず、なぜ、「断定……せざるをえない(féatur)」のか、言いかえれば、「選択・決定」へ「引き寄せられる(féru)」のであるか。すなわち、「意志」が、「自由」であるとは、「両側に引き寄せられる」ことでは、なく、一方の側に「傾く(propendete)」ことであり、⁽¹⁷⁾「引きずられる(impellit)」⁽¹⁸⁾ことであるが、(第八パラグラフ)、しかし、「自由」でありながら、「傾く」「引きずられる」は、なにによるのであるか。

「外部の力」によるのであれば、そのことは、〈内部の力〉によるものでなくてはならない。そして、「意志」が行なう「選択・決定」は、「意志」が、〈内部の力〉「引きずられる」ことによるものであるからこそ、〈自由〉なものであり、しかし同時に、「意志」として「せざるをえない」選択・決定なのである。

では、その「意志」を「引きずる」〈内部の力〉とは、なにであるのか。

それは、前引の行文中、「悟性によって私のまえにおかれたもの」を、「断定……するにあたって、なにら外部の力

によつては、それへ向かつて決定されたのではない、と感ずる仕方、……」と述べられていたことに、関係がある。

すなわち、〈悟性による把握〉が、「意志」を「引きずる」〈内部の力〉を生み出すのである。

はたして、デカルトは、一方の側に「傾き」、しかも「より自由に選択することの「理由」を、「私が、あるいは、真実と善との根拠を、そちらの側に、自明的に理解している」というところに、「あるいは、神が、私の思考作用の内奥を、そのように定めてある」というところに、見る⁽¹⁹⁾。

すなわち、——神は、「私が、自明的に理解している」もの、〈悟性によつて「明晰・判明に把握」された事柄〉(この場合には、「真実」と「善」との「根拠」のある側(「真実」と「善」と)を、「意志」が、「真実」と肯定「判断」する「選択・決定」を行なうように、また、「善」として「追求」する「選択・決定」を行なうように、「悟性」と「意志」からなる「私の思考作用の内奥」を、定めておいてある。その「思考作用の内奥」が、〈内部の力〉である——。一方では、「自由」な選択・決定でありながら、しかし、同時に他方で、「せざるをえない」選択・決定であるのである。

では、なぜ、このように神は、「私の思考作用の内奥」を定め、〈内部の力〉をつくり出しておいてあるのか。

「明晰・判明な把握」とは、「神が、私の悟性の中に」〈おいた〉⁽²⁰⁾ものであり、「神が、私の悟性の中に注ぎ込んだ」ものであり(第十五パラグラフ)、「のっぴきならず、神を造り手としてもつもの」である⁽²²⁾(第十七パラグラフ)。しかるに、その神は、「繰り返し返せば、欺瞞者であることが、それに背馳する・あの・この上もなく完全な存在者」⁽²³⁾である(第十八パラグラフ)。こうして、「明晰・判明な把握」は、欺瞞者ならざる神から、出たのであり、それゆえ、「明晰・

「判断に把握」された事柄は、「すべて、疑いもなく、真実である」(第十七パラグラフ)。

それゆえにこそ、神は、「悟性」によって「明晰・判断に把握」された事柄を、「真実」と「判断」するように「意志」が「引きずられる」よう、「私の思考作用の内奥」を定めておいてあるのである。

してみると、デカルトにあっては、「意志」が「判断」する場合には、「真実」である、という肯定「判断」を「選択・決定」する「意志」を、さらに〈決定〉するものが、あることになる。「意志」を〈決定〉する・そのものは、「悟性」による「明晰・判断な把握」である。このことは、「自然の光によって明白であるのは、悟性による把握が、当然、いつも必ず、意志の決定に先行すべきである、ということである……」(23)と述べられることによって、裏書きされる(第十二パラグラフ)。傍点は、引用者。

このように、「意志」が、「悟性」による「明晰・判断な把握」によって〈決定〉されて、その「把握」のある事柄を、「真実」と「判断」する、という経緯は、〈自分が、実在する〉という「明晰・判断な把握」を、「真実と判断せざるをえなかった」ことを例に、述べられている。「この・真実と判断せざるをえなかったのは、私が、ほかの・外部の力によって、判断するように、強制されたからなのでは、なく、その理由は、悟性の中にある・強い光(明晰・判断な把握)から、意志の中に、強い傾きが帰結した、というところにあったのであり、そして、こうして、ますます私が、まさにその・明晰に理解した事柄に無決定でなくなればなくなるほど、私は、その・明晰に理解した事柄を、いよいよ、おのずから、また、自由に、信じたのである」(26)(第十パラグラフ)。

こうして、すべて、「判断」が「真実」であるのは、「悟性」による「明晰・判断な把握」が、「意志」に、「当然、いつも必ず、先行」し、「意志」を〈決定〉して、〈決定された意志〉が、その「把握」のある事柄を、「真実」と「判

断」するように、「選択・決定」せざるをえない場合である、ということである。

この時、「意志」は、「悟性」による「明晰・判明な把握」をへま^{つて}初めて、「判断」しているのである。

このようにしてみると、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」、へ判断能力の・私による誤用を「探索」していたはずのデカルトは、「判断」をへつかさどるものとしての「意志」・「決定の自由」を規定することをつうじて、却^つて思^わずも、最初に、「判断」の「真実」の「原因」を、解明したことになる。その「原因」とは——「意志」が、「悟性」による「明晰・判明な把握」に、「当然、いつも必ず、先行」され、へ決定され、その「把握」をへま^{つて}初めて、事柄を、「真実」と「判断」する「選択・決定」を行なう、ということにある。

さらにまた、デカルトは、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯さない、「原因」をも、解明したことになる。その「原因」とは——「悟性」による「明晰・判明な把握」がへ無存在の場合には、「意志」が、「無決定」へ無判断にとどまる——ということにある。

なぜなら、あのへ内部の力へが働かず、すなわち、「意志」をへ決定すべき・「悟性」による「明晰・判明な把握」がへ無存在の場合には、へ無決定があるのみであり、しかるに、「意志」は、「決定の自由」なのであって、したがって、へ無決定とは、「意志」がへないことであり、そして、この時には、「意志」による・「判断」の「選択・決定」もへなく、それゆえ、「判断」はへなく、「判断」のないところに、「判断」の「虚偽・誤謬」は、存在しないからである。「無決定」は、「ただ、認識における欠陥、ないし認識における無存在 (negatio) (「明晰・判明な把握」の無存在) を、証拠だてるものにすぎない」。(第8パラグラフ)。(27)

ところで、「判断」の「真実」の「原因」は、「意志」が、「悟性」をへま^つて、判断することであり、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯さぬことの「原因」もまた、「意志」が「悟性」をへま^つつところにある。

この二つの事柄は、「意志」の〈無辺〉と、「悟性」の「有限」とにかかわらせて言えば、——〈無辺〉の「意志」が、自らを、「有限」な「悟性」の〈範囲内に局限〉して、「悟性」の〈限界〉を越え出ない——ということである。

これが、まず、「判断」の「真実」の「原因」と、「虚偽・誤謬」を犯さぬことの「原因」とであり、それは、〈無辺〉の「意志」と、「有限」な「悟性」との間の・ある〈緊張関係〉である。

デカルトの言う〈意志と悟性との間の競り合い〉とは、一つには、これである。

そして、ここから、つぎのことが出てくる。

第一。繰り返し返せば、「意志」が、自らを、「悟性」の〈範囲内に局限〉し、すなわち、「悟性」による「明晰・判明な把握」をへま^ち、それによって、「当然、いつも必ず、先行」され、〈決定〉される場合には、「意志」が下す「判断」の「選択・決定」は、いつも「真実」である。

第二。「意志」が、自らを「悟性」の〈範囲内に局限〉し、「悟性」による「明晰・判明な把握」をへま^{てば}、「当然、いつも必ず、先行」すべき「明晰・判明な把握」が「無存在」である場合には、「意志」にとっては、「無決定」があるのみであり、したがって、「意志」が、「虚偽・誤謬」の「判断」を、「選択・決定」することは、ありえない。「意志」が、「虚偽・誤謬」の「判断」を下すことは、ありえないのである。

第三。「無決定」とは、「明晰・判明な把握」が、「確実な・そして疑うことのできない根拠」がない、という認識に基づくものであるから、したがって、「無決定」は、これまで「真実である、と心から信じていた事柄すべて」

にたいして、「疑い」を生じさせるものであり、それゆえ、そうした事柄すべてをも、「まったく虚偽である」としりぞけさせる力をもつものである。⁽²⁸⁾ (第十一パラグラフ)。

ところが、デカルトは、上に見たように、「意志」が、「悟性」による「明晰・判明な把握」をへまって「判断」する場合を指して、「意志」すなわち「自由な決定」の「正しい行使」⁽²⁹⁾ (第十二パラグラフ) と呼び、あるいは、「[決定の]「自由」が、へよく行使された」と言う。⁽³⁰⁾ (第十五パラグラフ)。

しかし、ここに、問題がある。

問題・第三。右に分析したとおり、「意志」の「自由な決定」の中には、当然、「自由な決定」の「正しい・よい行使」が含まれているのであって、デカルトが、あらためて、「正しい・よい行使」を言うのは、同義反覆である。

なぜなら、「意志」の「自由」な決定・選択による「判断」は、「当然、いつも必ず、悟性に先行され」、すなわち、「悟性」による「明晰・判明な把握」に発する「内部の力」によってのみ、生ずるのであって、それが、「決定」が「自由」であることであり、かつ同時に、「決定の自由」が、直ちに「正しい・よく行使」されたことであるからである。したがって、「自由な決定」が、「正しくなく、悪しく行使」されることは、デカルトの立論からしても、ありえないのである。

問題・第四。にも拘らず、デカルトが、ここで、「決定の自由」が「正しく、よく行使される」と言うのは、「正しくなく、悪しく行使される」・ある「自由」——「決定の自由」では、ない——を考えているからである。それは、つきに見るように、「悟性」による「明晰・判明な把握」が「無存在」であるのに、「意志」が、それに「決定」されず

に、その「把握」のない事柄を、「真実」と「判断」して、「虚偽・誤謬」を犯す場合の〈自由〉である。

しかし、この〈自由〉は、これまでに見た「決定の自由」ではない。それは、「明晰・判明な把握」からも、「無決定」にも、拘束されずに「判断」する、という意味での〈自由〉である。しかし、これは、「意志」の〈無辺性〉〈充全性〉〈完全性〉が、「悟性」の〈範囲内に局限〉されない、ということなのであり、そして、そこにこそ、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」があるのである。

してみると、デカルトは、「意志」は、〈無辺〉〈充全〉〈完全〉な能力であるから、判断の「虚偽・誤謬」の「原因」ではない、としていたが、実は、その逆であることが、デカルト自身によって、言われることになるのである。

上に、「判断」の「真実」の「原因」と、「虚偽・誤謬」が犯されない「原因」とを、見た。繰り返せば、前者は、「意志」が、〈内部の力〉、すなわち「悟性」による、「明晰・判明な把握」に、〈決定〉され、「当然、いつも必ず、先行」されて、このように「把握」された事柄を、「真実」とする「判断」を、「選択・決定」せざるをえない」というところに、ある。一言でいえば、「意志」が、「悟性」の〈範囲内〉にとどまるところに、ある。

そしてまた、「意志」が「悟性」の〈範囲内〉にとどまれば、「明晰・判明な把握」が無存在の場合には、「無決定」があるのみであって、少なくとも、「意志」が、「虚偽・誤謬」を「選択・決定」することは、ありえない。

要は、「意志」が、「悟性」の〈範囲〉を逸脱しないことである、

ここから、デカルトは、求めていた・「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」は、「意志」が、〈無辺〉〈充全〉〈完全〉な能力であるゆえに、「有限」な「悟性」の〈範囲〉を逸脱し、〈越え出る〉ところに、ある、と考える。これが、私

による〈判断能力の誤用〉なのであり、はじめに言われていたように、それは、〈意志と悟性との競り合い〉の〈関係〉の中にあつたのである。

デカルトは、言っている。「では、いったい、私の誤謬は、どのような根拠(原因)から、生まれてくるのであるか。いうまでもなく、それは、意志の範囲が、悟性のそれよりも広いのであるから、私が、意志を、悟性とおなじ限界の内部に引きとどめず、意志を、私の理解していない事柄にまでも、拡げる、という・この一事に基づくのである」(第九パラグラフ)。すなわち——「私」が、〈無辺〉な「意志」に、「有限」な「悟性」の〈範囲〉を〈越えさせ〉、「明晰・判明な把握」が〈無存在〉であるにも拘らず、事柄を「真実」と「判断」させるところに、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」がある——。この時、「私の理解していない事柄にたいしては、意志は、無決定であるにも拘らず、意志は、たやすく、真実なものと善なものとを逸れ、そして、こうして、私は、虚偽を犯し、罪を犯すのである」(第九パラグラフ)。

しかしここで、注意しなくてはならないのは、デカルトが、〈意志と悟性との競り合い〉⁴と言いながら、実は、「私」と「意志」と「悟性」との〈関係〉で、「虚偽・誤謬」の「原因」を、語っていることである。「……私が、意志を、悟性とおなじ限界内部に引きとどめず、(non-extended)、意志を、私の理解していない事柄にまでも、拡げらる (extended)……」。

してみると、「判断」の「真実」をえる「原因」(すなわち、「意志」が、「悟性」による「明晰・判明な把握」に、「当然、いつも必ず先行」され、その「把握」をへまって初めて)、事柄を、「真実」と「判断」すること)も、そしてまた、「判断」にあたって「虚偽・誤謬」を犯さない「原因」(すなわち、「悟性」による「明晰・判明な把握」が

〈無存在〉の場合には、「意志」が、「無決定」〈無判断〉にとどまること)も、また、すべて、実は、「私」が、「意志」を、「悟性」の〈範囲内〉に「引きとどめる」ところにあることになる。

こうして、「判断」の「真実」と「虚偽・誤謬」との「原因」は、〈意志と悟性との間の競り合い〉にあるのでは、なかった。それは、「悟性」をめぐる・「私」と「意志」との間の〈緊張関係〉ないし〈弛緩関係〉にあることになったのである。

しかし、では、「私」が、「意志」を、「悟性」の〈範囲内〉に「引きとどめ」、あるいは、その〈範囲外〉に「拡げる」のは、いったい、どういう「能力」によるのであるか、言いかえれば、「私」は、どういう「能力」によって、「意志」を〈統御〉し、あるいは、〈統御〉しないのであるか。

その能力は、言うまでもなく、もはや、「意志」の能力では、ないはずである。

では、いかなる「能力」であるのか。デカルトは、なに一つ、示してはいない。

しかし、「判断」の「真実」と「虚偽・誤謬」との「原因」の「認識」を求めて、「悟性」と「意志」と「私」との〈関係〉について語っている以上、デカルトとしては、当然、右の「能力」がなにであるか、を、示すべきである。

のちに、問題・第五で述べるように、デカルトとしては、『省察・第一』『第三』で自ら示したところにしたがって、「意志」を、基本的には「欲求」と考えるべきであったのであり、したがって、「判断」を〈つかさどる〉ものを、「意志」では、なく、「悟性」である、とすべきであった。

そしてまた、本稿・次節・四——3で示すとおり、デカルトは、「判断」する「悟性」を、「明晰・判明な把握」の〈範囲内〉に「引きとどめる」能力、言いかえれば、「悟性」に、あの「一般的指針」を〈守らせる〉能力として、「欲

求」としての「意志」に〈超越〉しうる「能力」である〈自由意志〉について、語るべきであった。

さらにまた、デカルトとしては、〈自由意志〉が存在しない時、「欲求」としての「意志」が、「判断」する「悟性」を、「明晰・判明な把握」の〈範囲外〉にまで「拡げる」ところに、すなわち、「欲求」としての「意志」が、「悟性」に「一般的指針」を〈守らせない〉ところに、「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」がある、とすべきであった。

しかし、これまでの・デカルトの論旨は、つぎのところにある。——「意志」は、〈無辺〉の能力であり、「悟性」は、「有限」な能力である。ために、両者の「範囲」、「限界」は、不一致である。

そこで、第一に、「私」が、「意志」を、「悟性」の〈範囲内〉に「引きとどめて」、両者の「範囲」「限界」を〈合致〉させるのであれば、すなわち、「悟性」による「明晰・判明な把握」がある時にのみ、「私」が、その「把握」のある事柄を、「意志」に、「真実」と「判断」させれば、それが、「判断」の「真実」の「原因」である。

第二に、その「把握」が無存在である場合には、やはり、「私」が、「意志」を「引きとどめて」、〈無決定〉の状態におけば、言いかえれば、〈判断を下すのを、控えさせれば〉、「意志」は、少なくとも、「虚偽・誤謬」を〈避ける〉ことができる。

そして、第三に、「私」が、「意志」を、「悟性」の〈範囲内〉〈限界内〉に「引きとどめず」、その〈範囲外〉に「拡げる」のであれば、言いかえれば、「私」が、両者の〈範囲〉を〈合致〉させず、すなわち、「意志」に、「明晰・判明な把握」に基づかずに、事柄を、「真実」と「判断」する「選択・決定」を行なわせるのであれば、それが「判断」の「虚偽・誤謬」の「原因」である——。

このようにして、デカルトにとっては、『省察・第四』の冒頭で志した「認識」、「判断」の「真実」と「虚偽・誤

「謬」との「原因」の「認識」が、えられたのである。

これが、第四日目の省察の成果の一つである。

そして、右の「認識」から、成果の・いま一つのものがえられる。これは、『省察・第四』の結論として述べられるものである。

それは、第一に、「真実に到達するため」の「方法」(Methodus)の「認識」であり(第十七パラグラフ)、すなわち、「真実」を「判断」するための「方法」の「認識」である。第二に、「けって虚偽を犯さぬようにするためには、なに気をつけなければならぬか」(第十七パラグラフ、言いかえれば、「判断」の「虚偽・誤謬」をへ避ける)ための「方法」の「認識」である。

この・二つの「方法」の「認識」は当然、すでにえられた「認識」——「判断」の「真実」と、「虚偽・誤謬」との「原因」の「認識」と、「虚偽・誤謬」を犯さないことの「原因」の「認識」とから、導き出される。

すなわち、第一のための「方法」は、「決定すべきものすべての・自明な把握に、まっ」(35)という「方法」である(第十六パラグラフ)。

デカルトは、もはや、ここでは、「判断」するのは、「意志」ではなく、「私」である、としているのであるから、デカルトの・これまでの立論に即して言えば、右の・第一の「方法」は、「私」が、「意志」を「悟性」の「範囲内」にへ引きとどめ、「意志」に、「悟性」による「明晰・判明な把握」をへまっ、「判断」を行なわせ、「明晰・判明な把握」にのみ基づいて、事柄を「真実」と「判断」させる、という「方法」であることになる。

第二のための「方法」は、「なにが真実であるのか、を、私が充分に明晰・判明には、把握していない場合には、

もとより、私が、判断を下すのを、控える⁽³⁶⁾」(第十二パラグラフ)、「自分が明晰・判明には理解していなかった事柄については、けっして、判断しては、ならぬ」、ということをも、へ私が、けっして、忘れない⁽³⁷⁾、という「方法」(第十五パラグラフ)、「事柄の真実〔把握〕が明快でない時には、いつも、判断を下すのを、控えるべきである、ということをも、私が想い起こす⁽³⁸⁾」(第十六パラグラフ)、という「方法」である。すなわち、「悟性」による「明晰・判明な把握」が〈無存在〉である場合には、「私」が、「意志」に、「判断」を下すのを、〈控えさせる〉という「方法」であることになる。

右の・二つの「方法」は、「真実」に到達し、あるいは、少なくとも「虚偽・誤謬」を犯さぬ方法であり、それは、合して言えば、「私」が、「意志」を、「悟性」の△範囲内▽に「引きとどめ」る、という方法であり、「私」が、へいとも必ず、「意志」に、「悟性」を「先行」させる、という方法である。

はたして、こう言われている。「……判断を下すにあたって、私が、意志を引きとどめて、悟性によって明晰・判明に意志に示される事柄にだけ、意志が拡がるようにする時には、いつも、私が誤謬を犯すことは、けっして生じない⁽³⁹⁾」(第十七パラグラフ)。

ところで、以上に分析してきたところに、問題がある。

問題・第五。まず、「判断」をへつかさどるの、はたして、「意志」であるか、どうか、である。

デカルトは、「意志」が、「判断」をへつかさどるとする〈根拠〉を、なに一つ、示しては、いない。

デカルトが、「意志」が、「判断」をへつかさどる〈とすることは、「悟性」は、「観念だけを、把握する」と規定した⁽⁴⁰⁾ことと対になっているのである。

しかし、「悟性」は、また、「理解」もするもの、とされて、「悟性」の規定が、あいまいになっていることは、すでに見たとおりである。

「意志」の規定についても、デカルトには、充分な〈根拠〉があって、「意志」が、「判断」をへつかさどる〈としている〉のであろうか。

そこで、第一に、これまでの「省察」にあって、「意志」が、どのようなものと考えられてきたのか、そしてまた、いったい、「意志」が「判断」をへつかさどる〈ものとされてきたか、どうか、を見なくてはならない。

まず、デカルトは、「意志」と「欲求」とを、同一視している。このことは、『省察・第一』で、「私が、……ある・ゆるぎないもの、うつろい去らぬものを、うち立てたい、と欲求する (cupere) のであれば、……」⁽⁴⁰⁾と述べられ (第一パラグラフ)、同じ趣意で、「私が、……ある・確実なものを、見いだそう、と意志する (velle) のであれば、……」⁽⁴¹⁾と書かれている (第十パラグラフ) ことによって、知られる。

デカルトが『省察・第四』で、「意志」の機能として規定しているうち、「追求」と「回避」とを生じさせるものは、確かに、この「欲求」としての「意志」である。「追求」と「回避」との〈行動〉の原動力は、それぞれの「欲求」としての「意志」である。

『省察・第一』について言えば、「ゆるぎないもの」「確実なもの」を、「うち立てたい」「見いだそう」とする・「追求」の「欲求」としての「意志」(真実な・確実な知の追求の欲求としての意志)が、『省察』全体を貫く「追求」〈行為〉の原動力である。「意志」とは、〈行為ヲ生ミ出ス〉ものであるからである。

ところで、『省察・第三』について、ホブズの「反論・第六」とデカルトの「回答」とが取り上げられている例についてみれば、近づいてくる獅子が、第一に自分に危害を加える、と「判断」され、第二に、その「判断」から、〈恐怖〉

の〈感情・情念〉が、発し、第三に、その〈感情・情念〉から、「逃避」の「欲求」ないし「意志」が生じ、そして第四に、その・「逃避」の「欲求」「意志」から、「逃避」の〈行動〉が生まれる。

この場合に、「判断」するのが、「欲求」「意志」である、とすれば、「欲求」「意志」は、「判断」し、かつ「逃避」の〈行動〉を生む、という・二つの・こととなった働きを〈つかさどる〉ことになる。

それゆえ、これまでに、「欲求」「意志」が、「判断」をも〈つかさどる〉、ということが、デカルト自身によって認められているか、どうか、を見てみなくてはならない。

すでに知ったように、デカルトは、『省察・第三』で、「意志」にあっても、「虚偽」を心配するには及ばないことの理由として、こう述べていた。「……私が、よこしまな事柄を願うことはできるにせよ、けっして存在しない〔不可能な〕事柄を願うことはできないにせよ、だからといって、その事柄を、私が願う(optare)ということが、真実でない、というわけでは、ない……」⁽⁴²⁾ (第六パラグラフ)。(optare)は、〈ヨク秤量サレ、思案サレタ願望〉であるが、ここでは、「意志」と同義されている。

右によってみると、デカルトにあっては、「意志」は、事柄の正・邪、可能・不可能の「判断」から、〈独立して〉働く、とされているのである。

しかし、〈独立して〉働く、という・このことは、「意志」が、正・邪、可能・不可能の「判断」を、行なうものでは〈ない〉、すなわち、「意志」は、「判断」を〈つかさどる〉ものでは〈ない〉、ということにはかならない。

こうして、意志は、虚偽を犯さぬ、という立論を成り立たせるために、「意志」は、「判断」を〈つかさどらない〉とされたのであった。

なるほど、「意志」「欲求」は、〈感情・情念〉によって〈決定〉されるのであるから、「悟性」が、いかに、正・

邪、可能・不可能を「明晰・判明に把握」したにしても、それによっては、〈決定〉されず、それゆえ、私は、邪、不可能をも、「願い」「意志」することがある。したがって、『省察・第一』にあって、「欲求」と「意志」とを〈同一視〉したデカルトが、「意志」は、「虚偽」を犯さない、としている立論は、認められるが、しかし、その立論が成立することは、「意志」が、「判断」をへつかさどるものではない」ということを、デカルトが認めていることを、意味したのである。

しかし、「意志」が、「判断」をへつかさどらない、とすれば、事柄の正・邪、可能・不可能の「判断」をへつかさどるものは、なになのか。それは、もはや、「悟性」でなくてはならない。

つぎに、第二に、『省察・第四』の立論自身にしたがってみると、「悟性」による「明晰・判明な把握」が、「当然、いつも必ず、意志に先行すべきである」とされていた。

であるとすれば、「悟性」による「明晰・判明な把握」が〈無存在〉である場合には、「無決定」があるのみである。事実、デカルトは、「無決定は、ただ、認識における欠陥、ないし認識における無存在を、証拠だてるものにすぎない」、「私の理解していない事柄にたいしては、意志は、無決定であるにも拘らず……」、と言っていた。

しかるに、「意志」は、「決定の自由」にほかならず、「選択・決定」の中にしか、ない。

してみれば、「意志」が「無決定」である、とは、実は、「意志」が〈ない〉ことである。

しかし、このようにして、「悟性」による「明晰・判明な把握」が〈無存在〉であり、「意志」が〈ない〉のにも拘らず、なお、「虚偽・誤謬」の「判断」が下されていることは、やはり、「判断」をへつかさどるものが、「意志」とは別のもの、「悟性」であることの証左ではあるまいか。

右のことは、また、「判断」する「意志」が、「悟性」の〈範囲〉を〈越え出る〉ことが、「虚偽・誤謬」の「原因」

である、とする・デカルトの立論が、成立しえない、ということでもある。

なぜなら、〈越え出る〉とは、「明晰・判明な把握」がないのにも拘らず、「意志」が「判断」することであるが、しかし、上に見たように、こうした場合には、「無決定」があるのみであり、したがって、「意志」は〈ない〉からである。

もちろん、デカルトは、言うかも知れない、——意志(判断)の能力は、〈無辺〉である。〈無辺〉であるから、「明晰・判明な把握」が無存在でも、「意志」は、「判断」するのであり、すなわち、「悟性」の〈範囲〉を逸脱するのである——と。

だがしかし、意志能力とは、みだりに、判断する能力ではない。デカルト自身によっても、それは、「自由な決定」の能力であって「明晰・判明な把握」のある事柄を「真実」と「判断」するように、神が、「私の思考作用の内奥を、定めておいてある」・その〈内部の力〉によって、判断「せざるをえ」なくて、判断する能力である。

「明晰・判明な把握」をまたずに、つまり、みだりに、判断することは、実は、「判断」では、なく、つぎの問題・第六に見るように、〈憶測・推量〉であるにすぎない。

しかし、上に繰り返して述べたように、「意志」が「意志」である限り、「悟性」によって「いつも必ず」〈決定〉される、という「意志」の性格からすれば、「意志」が、単独で〈憶測・推量〉をすることは、ありえない。

それゆえ、「判断」する「意志」が、「悟性」の〈範囲〉を〈越え出る〉、という立論は、成立しえないのである。

以上の吟味に照らすならば、「意志」が「判断」を〈つかさどる〉とする規定は、デカルト自身によっても、成り立たず、「判断」を〈つかさどる〉のは、「悟性」である、としなければならぬように、思われる。

すなわち、デカルトは、「悟性」が、「明晰・判明な把握」を行なうことを、認めている。その「悟性」が、また、

「判断」をもへつかさどるのではないのか。〈憶測・推量〉を行なうのも、また、「悟性」ではないのか。すなわち、つぎのように考えるべきである——。

「悟性」は、あの「一般的指針」を〈守って〉、「明晰・判明に把握」された事柄を、その「把握」に基づく〈内部の力〉に引きずられて、「真実」と「判断」することもある。また「一般的指針」を〈守らずに〉、〈明晰・判明ならざる把握〉しかない事柄・〈憶測・推量〉を、あえて「真実」と「判断」して、「虚偽・誤謬」を犯すこともある。あるいは、「明晰・判明な把握」がないゆえに、「無決定」にとどまり、ないしは、〈真実と思われた〉事柄を、「虚偽」としてしりぞけることもあるのである。

そして、「悟性」に、「一般方針」を〈守らせ〉、ないしは、「無決定」にとどまらせ、ないしは、〈憶測・推量〉を「虚偽」としてしりぞけさせるのが、——デカルトは、語るべくして語らないが、本稿・次節・四——に述べるように——、真実を知ろうとする・〈私〉の〈自由意志〉であって、その背後には、真実への愛という〈情念〉がある。逆に、〈自由意志〉が存在しない時、「悟性」は、他の〈情念〉に発する「欲求」としての「意志」に動かされて、「一般的指針」を〈守らず〉、〈明晰・判明ならざる把握〉〈憶測・推量〉を、「真実」と「判断」して、「虚偽・誤謬」を犯すことがあるのである。

こうして、「判断」の「真実」と、「虚偽」と、そして「虚偽」を犯さぬこととの、「原因」は、実は、「判断」をへつかさどる「悟性」をめぐる・「欲求」としての「意志」と、〈自由意志〉との間の「競り合」〈緊張関係〉の中に、求められるべきであるように、思われる——。

問題・第六。デカルトは、言っている。「ところで、なにが真実なものであるか、を、私が十分に明晰・判明には把握していない場合、……私が断定なり否定なりをしてしまえば、その時には、私は、決定の自由を、正しく行使し

ては、いないことになる。そして、私を虚偽である側へ振り向けることがあれば、明らかに、私は虚偽を犯す。ところが、他方の側を尊重すれば、偶然に、私は真実におつかるとしても、……⁽⁴³⁾」(第十二パラグラフ)。

この場合には、「明晰・判明な把握」は〈無存在〉であるのであるから、デカルトの言うのとはことなつて、「断定」「否定」があることは、ない。なぜなら、この場合には、「意志」も〈なく〉、「判断」も〈ない〉はずであるからである。また、「決定の自由を、正しく行使しては、いない」ということも、ありえない。「決定の自由」は、「悟性」による「明晰・判明な把握」がある場合にのみ、ありうるものであり、そして、それは、つねに、〈正しく行使される〉ものであるからである。

それゆえ、この時、「判断」と思われるものは、実は、〈憶測・推量〉であるにすぎない。事実、このことは、「偶然に、私は真実におつかる」という・デカルトの表現に思わずも、語られている。〈経験〉に基づく〈憶測・推量〉が、のちに現われてくる〈経験〉に、「偶然に」〈合致〉するのが、「偶然に、真実におつかる」ことである。

いや、それどころか、デカルトは、明白に、「そうらしい」という憶測 (conjectura) が、いくら私を一方の側に引き寄せるにしても……⁽⁴⁴⁾」と言っている(第十一パラグラフ)。

私を「引き寄せる」のは、いまは、「明晰・判明な把握」では、ない。そして、その時には、デカルトの立論によれば、「意志」は〈なく〉、「判断」は〈ない〉。あるのは、まさに「憶測」〈推量〉にすぎないのである。

そして、〈経験〉に基づく〈憶測・推量〉が、のちに現われてくる〈経験〉に〈合致しない〉ことが、〈憶測・推量〉の過誤であるが、それは、「虚偽 (falsum/falsitas)」と呼ばれるべきものではなく、それこそが、「誤謬 (error)」と言われるものである(ホプス)。

「虚偽」「真実」は、〈語の連結〉を用いる「判断」にかかわるものであるのにたいして、「誤謬」は、〈憶測・推量〉

が犯すものである。そして、〈憶測・推量〉は、「悟性」が〈つかさどる〉ものであり、「悟性」は、〈憶測・推量〉をもって、「明晰・判明な把握」と〈思い違い〉をし、この〈明晰・判明ならざる把握〉しかない事柄を、「真実」と「判断」して、「虚偽」を犯すのである、と考えなくてはならない。

デカルトは、「判断」について、「虚偽」と「誤謬」とを、同義に用いているが、これは、区別されるべき事柄である。

問題・第七。デカルトは、「意志」の能力を、〈無辺〉である、としていた。「意志が、どのような境界によっても、区切られていない」としていた。

しかし、はたして、「判断」する能力としての「意志」は、〈無辺〉であるのか。

「意志」が、「悟性」に〈制約〉されずに、みだりに判断するものでないことは、すでに見たとおりである。すなわち、「意志」は、「当然、いつも必ず、悟性に先行」されるのであるから、「意志」は、「悟性」によって、〈制約〉されるのである。

してみれば、「判断」する能力としての「意志」が、〈無辺〉の能力である、とすることは、デカルト自身によって、できないことになる。

『省察・第三』によって知ったように、「意志」が、「悟性」による・正・邪、可能・不可能の「判断」に左右されないものである、という意味で、〈無辺〉であるならば、その「意志」は、〈願望〉である。しかし、〈願望〉は、基本的に、「欲求」である。「意志」は、「欲求」としては、〈無辺〉であるのである。

「欲求」である「意志」は、不可能事さえ〈願望〉の対象にする、という意味では、〈無辺〉であることは、認められる。しかし、「判断」する能力としての「意志」が、〈無辺〉である、とすることは、デカルト自身によって、でき

ないのである。

デカルトは、「意志」を、無辺の能力と言う時には、「欲求」としての「意志」を考えているのであり、しかし、その「欲求」としての「意志」を、根拠もなく、「判断」する能力としてしまったのである。

- (1) A—T. VII. p. 56, ll. 11—15.
- (2) A—T. VII. p. 56, ll. 15—18.
- (3) A—T. VII. p. 37, ll. 13—22.
- (4) A—T. VII. p. 57, ll. 2—5.
- (5) A—T. VII. p. 56, ll. 21—23.
- (6) A—T. VII. p. 60, ll. 11—12.
- (7) A—T. VII. p. 56, ll. 18—20.
- (8) A—T. VII. p. 58, ll. 18—19.
- (9) A—T. VII. p. 57, ll. 8—11.
- (10) A—T. VII. p. 56, ll. 26—30.
- (11) A—T. VII. p. 57, l. 1.
- (12) A—T. VII. p. 57, ll. 14—15.
- (13) A—T. VII. p. 60, ll. 20—21.
- (14) A—T. VII. p. 58, ll. 14—17.
- (15) A—T. VII. p. 57, ll. 21—27.
- (16) A—T. VII. p. 58, ll. 5—8.
- (17) A—T. VII. p. 57, ll. 27—29.
- (18) A—T. VII. p. 58, l. 7.

- (9) A—T. VII. p. 57, l. 9—p. 58, l. 2.
- (20) A—T. VII. p. 61, ll. 6—7.
- (11) A—T. VII. p. 61, ll. 12—14.
- (22) A—T. VII. p. 62, ll. 15—18.
- (23) A—T. VII. p. 62, ll. 18—19.
- (24) A—T. VII. p. 62, ll. 19—20.
- (25) A—T. VII. p. 60, ll. 3—5.
- (26) A—T. VII. p. 58, l. 30—p. 59, l. 4.
- (27) A—T. VII. p. 58, ll. 5—10.
- (28) A—T. VII. p. 59, ll. 19—27.
- (29) A—T. VII. p. 59, l. 31.
- (30) A—T. VII. p. 61, l. 8.
- (31) A—T. VII. p. 58, ll. 20—23.
- (32) A—T. VII. p. 58, ll. 23—25.
- (33) A—T. VII. p. 62, ll. 21—22.
- (34) A—T. VII. p. 62, ll. 20—21.
- (35) A—T. VII. p. 61, ll. 28—29.
- (36) A—T. VII. p. 59, ll. 28—29.
- (37) A—T. VII. p. 61, ll. 15—17.
- (38) A—T. VII. p. 62, ll. 1—2.
- (39) A—T. VII. p. 62, ll. 12—15.

- (40) A—T. VII. p. 17, II. 6—8.
 (41) A—T. VII. p. 22, II. 1—2.
 (42) A—T. VII. p. 37, II. 18—20.
 (43) A—T. VII. p. 59, I. 28—p. 60, I. 3.
 (44) A—T. VII. p. 59, II. 19—20.

四—3 〈自由意志〉の問題

本稿・前節に見たように、デカルトによれば、判断の「真実」の「原因」、あるいは、それをえる「方法」は、「私」が、判断にあたって、意志を、引きとどめて、「意志」の〈範圍〉を、「悟性」による「明晰・判明な把握」の〈範圍〉に、〈合致〉させることである。また、少なくとも、虚偽を犯さない「原因」、あるいは、「方法」は、「私」が、「意志」に、判断を下すのを、「控え」させるところにある。

こうして、判断の「真実」の「原因」、虚偽を犯さない「原因」は、デカルトの言うのとことなつて、「意志と悟性との競り合い」の中にあるのではなく、実は、「悟性」の「有限」をめぐる・「私」と、〈無辺〉な「意志」との間の〈緊張関係〉にあることになる。

では、「判断」する「意志」を、「私」が「引きとどめ」、あるいは、「私」が、「意志」に、「判断」するのを「控え」させること、——「言でいって」、「私」が、「意志」を〈統御〉すること——は、「私」の中の・どのような「能力」によるのであるか。

本稿・前節でふれたように、デカルトは、この点について、語るべくして、なに一つ、語っていないが、しかし、

デカルトとしては、右のように言いうるためには、当然、自らのいう「判断」する「意志」では、なく、〈自由意志〉の能力について、述べなくてはならなかったはずである。

すなわち、本稿・前節の問題・第五に記したように、真実への愛以外の〈情念〉から発する・「欲求」としての「意志」に動かされて、「悟性」が、自らが〈明晰・判明には把握しなかった〉事柄をも、「真実」と「判断」しかかる時、真実への愛の情念に発する〈自由意志〉が、その「悟性」を「引きとどめ」、「一般的指針」を〈守る〉ように、〈統御〉する。そして、あるいは、「悟性」自らが「明晰・判明に把握」した事柄のみを、〈自由意志〉が、「悟性」に「真実」と「判断」させ、あるいは、右の「把握」が〈無存在〉の場合には、〈自由意志〉が、「悟性」を、「無決定」「無判断」にとどまらせ、あるいは、〈明晰・判明ならざる把握〉を、「悟性」に、「虚偽」として、しりぞけさせるのである。

この〈自由意志〉は、〈真実への愛〉という〈情念〉から発するものであるが、別の〈情念〉から出る「意志」(「欲求」としての「意志」)にたいして、〈超越〉の立場にあるものである。

右の〈自由意志〉の能力を考えるのでなければ、デカルトの言う「意志」(実は「悟性」)を、「私」が「引きとどめる」、「控える」ということは、理解することが、まったく、できない。

それゆえ、つぎのように言わなくてはならない。

「観念」を「把握」するのみでなく、事柄を〈思考〉する、という意味で、「理解」し「認識」し「把握」するのも、「悟性」の〈つかさどる〉ところである。そしてまた、「悟性」は、あるいは、「一般的指針」を〈守って〉、「明晰・判明な把握」のある事柄を、「真実」と、「判断」することがあり、あるいは、「一般的指針」を〈守らず〉、「明晰・判明ならざる把握」しかない事柄を、「真実」と「判断」して、「虚偽」を犯すことがある。

そして、〈自由意志〉は、〈真実な知〉への〈情念〉から発し、あるいは、「悟性」に、「一般的指針」を〈守らせ
て〉、「真実」な「判断」をえさせ、あるいは、「悟性」が、他の〈情念〉から生ずる「欲求としての意志」に屈服し
て、「一般的指針」を〈守らぬ〉のを「引きとどめ」、「悟性」に、少なくとも、「虚偽」の「判断」を、避けさせるの
である。

四——4 〈無辺〉の「意志」による「虚偽・誤謬」は、〈神からの・私の自由〉を語る

「方法」による・神への復帰と、〈自由意志〉(『省察・第四』第十五パラグラフ)

デカルトは、第十五パラグラフで、こう語っている。

——判断の「虚偽・誤謬」の「原因」は、〈私〉が、「神が、私の悟性の中に、明晰・判明な把握を、おきはしな
った・ある事柄に、同意する……」⁽¹⁾というところにある。そこには、「明晰・判明な把握」が存在しない。それゆえ、
「虚偽」は、「無存在」⁽²⁾である。

——しかし、神が、「私の悟性の中に、明晰・判明な把握を、おきはしなかった」ということは、神のうかがい知
るべからざる目的に出たものである。それゆえ、「無存在」としての「虚偽」は、「原因としての神のせい」にされる「
ものではない」⁽³⁾。

——また、〈無辺〉な「意志」を与えた・神の目的もまた、うかがい知るべからざるものである以上、「悟性」に
よる「明晰・判明な把握」の〈範囲〉を逸脱して、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯す・「意志」の「自由」は、「い
までもなく、神の中にある不完全性では、ない」⁽⁴⁾。

——それゆえ、「私が、その自由をよく行使しないこと、すなわち、自分が正しく理解してはいない事柄について、

私が判断してしまふことが、疑いもなく、私の中にある不完全性である……」⁽⁵⁾。

すでに知ったとおなじく、デカルトは、ここでも、〈神の・うかがい知るべからざる目的〉によって、判断の「虚偽・誤謬」の「原因」を、ひたすら「私」に帰しているのである。

ところが、デカルトは、ここで、「……私が、その働き〔判断する、という働き〕を、ひきおこすことができることこそ、ひきおこすことができない場合にくらべて、私の中にある・幾分大きな完全性である……」⁽⁶⁾と言っている。この意は、——「判断」する「意志」の力がなくては、「判断」する、という「働き」は、することができない。したがって、「意志」の力によって、「判断」する「働き」が「できる」ことは、その間に「虚偽・誤謬」を犯すことがあるにしても、「意志」の力が神から与えられずに、「判断」する「働き」が「できない」ことよりは、「幾分大きな完全性」である——というところにある。

してみると、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯すことは、「私の不完全性」であり、しかし同時に、「私の中にある・幾分大きな完全性」である、ということになる。

この・矛盾した事柄の意味は、つぎのところにある。

すなわち、それは、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯している場合、「私」は、神から与えられた能力である「意志」を用いて、〈神から自由〉であるということである。

なぜなら、デカルトによれば、——「真実」な「判断」を下している場合には、「私」は、神から与えられた「意志」を、しかし、おなじく神から与えられた「明晰・判明な把握」の〈範囲内〉に、「引きとどめ」ているのであり、それは、神が定めた「私の思考作用の内奥」にしたがっていることなのであって、それゆえ、「私」は、〈神から自由では、ない〉。しかるに、「虚偽・誤謬」を犯す時には、「私」は、神から与えられた「明晰・判明な判断」の〈範囲〉

を逸脱しているのであり、それゆえ、〈神が定めた・私の思考作用の内奥にしたがっては、いない〉のであって、すなわち、「私」は、神から与えられた〈無辺〉な「意志」を用いて、〈神から自由〉である——からである。

その証拠には、デカルトは、思わずも、「……神が私の悟性の中に、明晰・判明な把握を、おきはしなかった・ある事柄に、同意する、ないし同意しない自由を、神が私に与えてしまったことは……」(第十五パラグラフ)、と言っている。

「同意する自由」の方は、あの「決定の自由」では、なく、上に見たように、〈神からの・私の自由〉である。

なぜなら、——「決定の自由」は、「明晰・判明な把握」に、「当然、いつも必ず、先行」されるところにしか、ない。したがって、神が、均衡のとれた範囲の・「意志」と「悟性」とを、私に与えたのであれば、「私」は、ただ、神が定めた〈思考作用の内奥〉にしたがうのみである。それゆえ、〈私〉は、「神が、私の悟性の中に、明晰・判明な把握を、おきはしなかった事柄に、同意する……自由」をもつはずは、ない——からである。

そしてまた、本稿・四——2で見たように、デカルトが、「決定の自由」が〈正しく、よく行使〉される、という同義反覆を犯している場合、その「決定の自由」は、実は、「決定の自由」では、なくて、「私」が、〈無辺〉な「意志」をもちいて、「明晰・判明な把握」にも、「無決定」にも、〈拘束されない〉という自由を、すなわち、〈神からの自由〉を、指すものである。

こうして、「判断」の「虚偽・誤謬」を犯す・この「自由」は、〈神からの・私の自由〉である。しかし、その「自由」は、「神が、私に与えてしまった」ものなのである。

しかし、「私」は、常に「神」に回帰しなければならない。すでに見たように、「私」が、一つには、「真実」を判断する「方法」と、少なくとも「虚偽・誤謬」を避ける「方法」とを立てたことの〈意味〉、二つには、その方法を

〈守る〉ように、言いかえれば、「一般的指針」を〈守る〉ように、「私」が「努力する (Operam dare)」⁽⁸⁾ (第十七、ラ
 グラフ) ことの〈意味〉は、それが、「私」が神に〈回帰する〉道である、というところにある。

しかし、「方法」の・この「努力」を導くものは、なにであるか。すでに見た〈自由意志〉である以外に、ない。

「悟性」に「一般的指針」を〈守らせよう〉とする〈意志〉である以外に、ない。

デカルトは、こうして、「私」が、「意志」(実は「悟性」)を「引きとどめる」、「意志」が「判断」するのを、「私」
 が「控える」と言ひうるためにも、また、「判断」の「虚偽・誤謬」においては〈神から自由〉である「私」が、し
 かし、〈神に回帰する〉道としての・あの「方法」を語りうるためにも、「欲求」としての「意志」に〈超越〉し、
 「悟性」を〈統御〉する〈自由意志〉について、語らなくてはならなかったはずである。

- (1) A—T. VII. p. 61, ll. 5—7.
- (2) A—T. VII. p. 61, l. 3.
- (3) A—T. VII. p. 61, ll. 2—3.
- (4) A—T. VII. p. 61, ll. 4—7.
- (5) A—T. VII. p. 61, ll. 7—9.
- (6) A—T. VII. p. 60, ll. 29—31.
- (7) A—T. VII. p. 61, ll. 4—7.
- (8) A—T. VII. p. 62, l. 26.

四——5 神は、「明晰・判明な把握」を「私の悟性の中に」へおいたか

本稿・四——2で見たように、神は、「明晰・判明な把握」を、「私の悟性の中に」へおいたとする・デカルトの立論は、このように「把握」された事柄は、その「把握」が、欺瞞者ならざる神によって、私の悟性の中にへおかれたゆえに、「真実」である、ということの論拠であり、すなわち、「一般的指針」の基礎でもあり、また、『省察・第四』の成果の一つ、「判断」の「真実」と「虚偽・誤謬」との「原因」の「認識」、にとつて不可欠でもあり、さらに、いま一つの成果としての「方法」の土台でもあるにも拘らず、デカルトによっては、上の立論の「根拠」そのものは、なから、示されてはいない。

しかし、『省察・第三』での・神の实在証明の「第二の手續き」によっては、すでに見たとおり、私の中にある「神の観念」についてさえ、その「原因」が、神である、ということとは、論証されえなかつた。「神の観念」にしてしかりであるとすれば、神が、「明晰・判明な把握」を、私の中にへおいたということとは、ますます論証不能であるはずである。

『省察・第三』は、「神の観念」を、右の論証不能のゆえに、「神が、私を創造することによって、……私の中に、注ぎ込んだ」としていた。『省察・第四』も、また、おなじように、「明晰・判明な把握を、神が、私の悟性の中に、注ぎ込んだ」と言っている。

しかし、「明晰・判明な把握」を、あたかも液体（物体）でもあるかのように、「注ぎ込む」とするのは、不可解である。

さらにまた、「明晰・判明な把握」が、神から〈出た〉ものであるとするならば、万物の創造者である神は、「明晰・判明な把握」のみを「創造」して、〈明晰・判明ならざる把握〉は、これを「創造」しなかったことになる。このことは、「万物の創造者」である神の本質に〈背馳〉する事柄である。その上、デカルトは、ここ『省察・第四』で、神の完全性の否定と見える事柄もまた、完全な存在者としての神の〈うかがい知るべからざる目的〉によって、「創造」された、という立論をとったはずである。ゆえに、その立論にしたがえば、〈明晰・判明ならざる把握〉も、やはり、神の〈うかがうべからざる目的〉によって、「創造」されたことを、認めるべきではないのか。

しかし、であるとすれば、〈明晰・判明ならざる把握〉もまた、欺瞞者ではない神から〈出た〉のであり、したがって、「明晰・判明に把握」されなかった事柄もまた、「真実」であるのでなくてはならない。

それゆえ、「明晰・判明な把握」のある事柄のみが、「真実」である、とされることは、できない。したがって、そうした「把握」が、神から〈出た〉ものであるから、そのように「把握」された事柄は、「真実」である、という立論では、「一般的指針」を基礎づけることは、できないし、また、『省察・第四』の成果を、この立論の上に据えることは、できないのである。

「明晰・判明な把握」は、そもそも、神から〈出た〉ものではない。〈出た〉とするのは、デカルトが、〈明晰・判明ならざる把握〉は、〈私から出た〉、それは〈私の責任〉であり、「私の不完全性」に帰せられるべきものである、としたいからである。しかし、それならば、「明晰・判明な把握」も、〈私の完全性〉に帰せられるべきものであって、「神」にはかかわりがないのである。

上に見たように、「把握」の「明晰・判明」性が、「神」に根拠をもつこと自体、デカルトによって、根拠づけられては、いない。

その上、「明晰・判明」性は、〈自分〉にたいするものでしか、ない。それが、「明晰・判明」と〈思い込まれた〉にすぎない、ということをも、否定する〈根拠〉は、存在しないのである。

してみれば、「把握」が、「明晰・判明」である、とは、「把握」が、「他人にたいして論証されうる」こと以外のものでは、ありえないことになる。すなわち、〈社会的承認〉のえられるほどに「明晰・判明」であってこそ初めて、その「把握」は、真実に「明晰・判明」なのである。

そして、そのような性質の「明晰・判明な把握」をもつところに、〈私の完全性〉がある。〈社会的承認〉のえられない「把握」は、まさに、「私の不完全性」を物語るのである。

そしてまた、そのようにして〈社会的〉に「明晰・判明に把握」された事柄は、その「把握」の〈言表〉において、「真実」であるのである。⁽³⁾

デカルトは、「明晰・判明な把握」を言う時に、〈社会的承認〉を、そして、「真実」「虚偽」を言う時に、〈言表〉を、視野におくべきであったのである。

しかし、この点は、本稿・五——2の問題・第三と、五——9の問題・第一とで、あらためて扱う。

(1) 本稿。二四ページ。

(2) 『社会学研究・18』一一五——一一六ページ。

(3) 『社会学研究・18』五——一〇ページ。

(昭和五六年三月一八日 受理)